年度経営計画

令和２年度

宮 崎 県 信 用 保 証 協 会

目　次

１．経営方針

(1) 宮崎県の景気動向 ・・・・・・・・・・ Ｐ１
(2) 中小企業を取り巻く環境 ・・・・・・・・・・ Ｐ１
(3) 業務運営方針 ・・・・・・・・・・ Ｐ１

２．重点課題

【保証部門】 ・・・・・・・・・・ Ｐ２
【経営支援部門】 ・・・・・・・・・・ Ｐ３
【期中管理部門】 ・・・・・・・・・・ Ｐ４
【回収部門】 ・・・・・・・・・・ Ｐ５
【その他間接部門】 ・・・・・・・・・・ Ｐ６

３．事業計画 ・・・・・・・・・・ Ｐ７

４．収支計画 ・・・・・・・・・・ Ｐ８

５．財務計画 ・・・・・・・・・・ Ｐ９

６．経営諸比率 ・・・・・・・・・・ P10

1. 経 営 方 針

宮崎県信用保証協会

（１） 宮崎県の景気動向

宮崎財務事務所が公表している四半期毎の県内経済情勢報告によると、本県の生産、消費、雇用情勢、設備投資等の各種指標は、濃淡はあるものの総じて横ばいながら安定的に推移しており、平成２９年１月時以降１３期連続して「緩やかに持ち直している」との総括判断が維持された。また、１０月から実施された消費税増税に伴う大きな影響が懸念されたが、駆け込み需要に対する反動による落ち込みは見受けられたものの懸念されていたほどではなく、限定的であったとする見方もあり、景況感悪化への影響は特段大きくなかったと思われる。このような経済環境を背景に、倒産も極めて低水準で推移しており、年度内は落ち着いた景気動向が継続するものと思われていたが、第4四半期に入り、昨年末に発生した新型コロナウイルス感染症の影響が急速に拡大し、本県の様々な産業に対して甚大な影響が出始めており、収束の見通しもつかないことから、景気の先行きが極めて不安視される事態となっている。

（２） 中小企業を取り巻く環境

本県中小企業を取り巻く環境は、安定した景気動向により倒産も少なく安定した様相を呈しているが、その一方で、信用調査機関の調査によると、高齢化の進展と後継者不足等の要因から倒産の１０倍ほどの廃業が生じており、これまで地域中小企業が培ってきた人的資源、技術、設備等の地域資源が消失する事態が進んでいるため、このことへの対応が喫緊の課題となっている。また、新型コロナウイルス禍は、消費行動や生産活動などに急速且つ広範囲に極めて大きい影響を与え始めており、現状ではどこ迄拡大するのか全く先行きが見通せないため不安感が増す中で、経営環境の悪化から県をはじめとする各機関が開設した相談窓口への相談も増加している。このような状況から、中小企業の資金繰りも急速に悪化しており、今後、倒産や廃業が増大することも想定され、未曾有の事態になるのではないかと懸念されている。

（３） 業務運営方針

令和２年度は、中小企業に対する幅広い経営支援や地方創生への寄与を中心に策定した３年間の中期業務計画の最終年度となるため、計画に定めたテーマをより一層推進することとするが、特に、新型コロナウイルスにより、国内外で深刻な景気悪化が懸念されており、セーフティネット等の政策保証を中心に積極的な資金繰り支援を実施するとともに、相談業務、専門家派遣業務、条件変更等の経営支援策も強化し、国難ともいえる経済危機への対応を着実に行うこととする。そのための方策として、当協会においては、保証機能がより効率的に発揮されるよう、想定される膨大な事務に的確かつ迅速に対応し、求められる役割を充分発揮して地域経済に貢献していく。そのために、組織機構をはじめとする体制の強化や政策保証の積極的推進を図り、中小企業の資金繰り支援のために万全な態勢で臨むこととする。

２.重 点 課 題

宮崎県信用保証協会

【保証部門】

（１） 現状認識

中期事業計画１、２年目においては、金融機関との日常的な対話や、創業者に対する相談及び保証後のフォローアップに注力してきた。特に計画２年目である令和元年度は、これまでの取組みに加え、金融機関の保証需要が増したことにより、長きにわたって続いてきた保証承諾と保証債務残高の減少がようやく回復の傾向を示してきた。一方、昨年１２月に発生した新型コロナウイルスの感染拡大を受け、大規模イベントの中止や延期など自粛モードが広がり、経済活動の停滞懸念のため、保証協会に対しては、中小企業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないよう、積極的な対応が求められている。中期事業計画の３年目となる令和２年度は、従来の支援姿勢に加え、民法改正、事業承継特別保証制度、経営者保証に対する対応等、保証協会利用に係る運用が大きく変化するため、引き続き各方面への周知が必要である。

（２） 具体的な課題

① 新型コロナウイルスで影響を受けた中小企業者への支援
② 金融機関・中小企業支援機関との連携強化
③ 創業・事業承継に関する取組みの強化

（３） 課題解決のための方策

① 新型コロナウイルスで影響を受けた中小企業者への支援

新型コロナウイルスの影響は、全国的かつ甚大となっており、経済活動の縮小が大きな信用収縮につながることも想定され、中小企業経営の著しい悪化が懸念される。その対応として、当協会は１月２９日に「新型コロナウイルスに関する相談窓口」を設置した。また、３月にはセーフティネット４号、５号並びに危機関連の各政策保証制度が発動し、追加対策も検討中である。これらのことから、令和２年度は、新型コロナウイルスの影響を受けた中小企業への支援を保証部門の最重要課題と位置づけ、関係機関とも連携し、政策保証による資金繰り支援を中心に、積極的な経営支援を行うこととする。

② 金融機関・中小企業支援機関との連携強化

地域中小企業者に対する経営支援をより効果的に行うためには、金融機関・中小企業支援機関との連携による相互補完が必要である。そのために、当協会では、役職員による金融機関等を頻繁に訪問し情報交換を行っており、中小企業者の多様な要望や資金ニーズを把握し共有することで、それらに対応できる支援策の実施や、保証制度の創設・推進につなげていく。また、担当者同士の意思疎通を図ることで、保証業務に関する相談をしやすい身近な関係を構築する。加えて、金融機関等からの要請に応じて勉強会や研修会への講師を派遣し、保証申込時の確認事項の周知を行うことで双方の業務の迅速化を図る。

③ 創業・事業承継に関する取組みの強化

地域経済の安定・発展のために、創業者や事業承継者を増加させ、事業者数の減少を防ぐことが必要である。そこで、早期に廃業へ至ることの無いよう、創業に関する保証申込先との面接・訪問や創業後のフォローアップを引き続き行っていく。また、事業承継に関しては、経営者保証を不要とする新たな保証制度等の利用を促進し、後継者不在に起因する廃業による事業者数減少の歯止めとなるよう努めていく。

【経営支援部門】

（１） 現状認識

中小企業者に対する経営支援が保証協会の業務となり、専門家派遣事業は経営支援策のメインとして定着してきたが、企業にもうける力をつけてもらうためにはフォローアップを強化する必要がある。また、新型コロナウイルスや台風・地震等の自然災害による突発的事由から企業存続が危ぶまれることも想定されるため、企業目線を常に持ち、金融機関や経営支援団体との連携を強化・維持しておくことも重要である。

（２） 具体的な課題

① 緊急時における経営支援の強化
② 経営支援の充実
③ 金融機関・経営支援団体との連携強化

（３） 課題解決のための方策

① 緊急時における経営支援の強化

新型コロナウィルスや自然災害等の突発的事由により、企業経営に影響が表れている中小企業者に対しては、企業目線に立ち、親身な相談業務を実施する。また、既に条件緩和等の状態にある場合でも、企業にとっての最善策を提案できる様に、企業に寄り添い、適時適切な支援を行う。

② 経営支援の充実

専門家派遣事業を始めとする経営支援においては、必ずしも改善計画書策定を目的とするものではなく、経営管理サポートのような実行支援（伴走型支援）としてフォローアップに重点を置き、常に企業に寄り添う行動を目標とする。また、専門家派遣等の経営支援を行っていない条件変更先や創業先に対しても、支援策やフォローアップ提案を行うべく、企業訪問を積極的に行う。

事業承継については、前年度同様、セミナーやアンケートを実施し、実態把握を行うとともに広報を行っていく。なお、セミナーについては、事前アンケートに基づく開催としたので、内容や開催地・回数等も工夫し、より効果的なものとしていく。

③ 金融機関・経営支援団体との連携強化

経営支援策の理解と推進のためには金融機関本部への説明も有効ではあるが、より実効性を高めるためには、中小企業により近い金融機関営業店への働きかけが効果的であり、今後とも強化していく。

経営支援団体とは、連携・協働しての個社支援、セミナー等の協業、中小企業の紹介等で相互補完を行っていく。

【期中管理部門】

（１） 現状認識

金融機関や経営支援団体との連携による経営支援の取組みにより、保証協会の条件緩和債権は減少傾向にあるが、人手不足・高齢化・後継者不在・インバウンド減少等経営環境は依然として厳しいことから、代位弁済の抑制のためにも経営支援先を注視する必要がある。そのためにも、初期の段階で支援を開始することが重要であるので、金融機関や経営支援団体および協会内の他部署とも連携し、企業の状況把握や迅速な期中支援を行う必要がある。

（２） 具体的な課題

① 経営支援先管理の充実
② 延滞先や初回条件変更先への経営支援の強化
③ 事故報告受領先の正常化に向けた調整促進と円滑な代位弁済の実施

（３） 課題解決のための方策

① 経営支援先管理の充実
保証債務残高が8000万円超の条件緩和先に限らず、他の条件緩和先や専門家派遣先等に対しても定期的に状況確認を行い、今後の支援方針を決定する。また、支援効果を検証し積み上げることで、これからの支援策や事例収集の参考とする。

② 延滞先や初回条件変更先への経営支援の強化
延滞先については状況確認を毎月行っているが、支援効果の表れる可能性の高い初期延滞者に注力し、積極的に支援策の提案を行うこととする。また、初めての条件変更先については、改善の可能性を探るべく、企業訪問や金融機関との情報交換を行い、専門家派遣や他支援機関への相談等を提案する。なお、事故報告先については管理部と、条件変更をしていない要改善先については業務部と連携して経営支援を行う。

③ 事故報告受領先の正常化に向けた調整促進と円滑な代位弁済の実施
事故報告受領先の内、正常化の可能性が見込める先に対しては、速やかに返済緩和手続きや専門家派遣事業等の情報提供を行い、正常化に向けた経営支援を行う。また、代位弁済請求が避けられない先に対しては、金融機関との連携により、円滑に代位弁済を履行するとともに債権管理上必要な情報収集に努める。

【回収部門】

（１） 現状認識

破産等の法的整理の増加や、人的・物的保全に依存しない求償権の増加により、回収を取り巻く環境は年々厳しくなっている。このような状況下において、効率的な回収の推進が重要となり、回収の可能性の早期見極め、事業継続先への再チャレンジ支援の取組みや、一部弁済による連帯保証人免除等の各種回収手法を取り入れ、効率性を重視した回収業務を推進していく。

（２） 具体的な課題

① 定期弁済継続先への対応
② 効率的な管理業務の取組み

（３） 課題解決のための方策

① 定期弁済継続先への対応
事業継続中の求償権先に対しては、業況確認を行い、企業の要望を踏まえ、再生支援や求償権消滅保証等の提案を推進する。
完済の見通しが立たない連帯保証人に対しては、資産・収入を踏まえ「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」活用の提案を行い、効率的回収を図る。

② 効率的な管理業務の取組み
金融機関と情報を共有し、求償権先の実態把握を行い、早期に回収の方針を定め回収の最大化を図る。

回収困難と判断した先については、速やかに管理事務停止を実施し求償権整理を行う。

【その他間接部門】

（１） 現状認識

信用保証協会の公的使命と社会的責任を果たしていくために、多様化する金融環境に対応できる人材の育成はもとより、コンプライアンス態勢の強化やリスク管理態勢の強化に取り組み、社会的信頼を確立する必要がある。

（２） 具体的な課題

① 人材の育成
② コンプライアンス態勢の充実
③ 危機管理体制の強化

（３） 課題解決のための方策

① 人材の育成
各種研修に計画的に参加することにより、協会全体としての業務知識や能力の向上を図る。また、部門ごとに必要となる専門的な業務知識を向上させることを目的とした研修を充実をさせ、併せて各種専門資格の取得を促す。

② コンプライアンス態勢の充実
コンプライアンス・プログラムに掲げる具体的な取組みを通じ、役職員の法令遵守等に対する一層の意識向上を図ることにより、コンプライアンス態勢の充実に努める。また、反社会的勢力等に対しては、公知情報等を基に構築しているデータベースを活用し、警察等関係機関とも連携し、組織一体となって反社会的勢力等の排除と不正利用の防止に取組む。

③ 危機管理体制の強化
事業継続計画（ＢＣＰ）の実効性を高めるために、ＢＣＰマニュアルの再点検を行うとともに、役職員に対する研修等を行い、あらためて計画の内容を周知して意識向上を図る。また、安否確認システム（緊急連絡網）の活用による災害時等のリスクに備えた訓練を実施し、リスク管理態勢を強化する。

３.事 業 計 画

（単位：百万円、％）

宮崎県信用保証協会

	金　額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
保　証　承　諾	42,900	147.9	130.3
保証債務残高	88,100	112.5	106.7
保証債務平均残高	85,700	107.1	103.9
代　位　弁　済	1,000	111.1	131.9
実　際　回　収	300	85.7	87.5
求償権残高	289	95.7	107.0

積算の根拠（考え方）

【保証承諾】

令和2年度は新型コロナウイルスの影響を受けた中小企業の資金繰りを積極的に支援するため、前年度比130%の増加を見込んだ。ただし、状況によっては更に大きく増加することも予想している。

【保証債務残高】

例年の償還完済の推移を参考にしたこと、および保証承諾の内には借入一本化を認めるものも相応にあり、保証債務残高は大幅な伸長には至らないと見込んだ。

【代位弁済】

極めて厳しい経済環境から企業倒産が増加する懸念もあるため、前年度比131.9%を見込んだ。

【実際回収】

求償権の保全状況の劣化に加えて、景気悪化が想定される中での回収は見込めないものと判断し、前年度比87.3%を見込んだ。

４.収 支 計 画

（単位：百万円、%）

宮 崎 県 信 用 保 証 協 会

	金　額	対前年度計画比	対前年度実績見込比	保証債務平残高比
経常収入	1,265	114.0	110.2	1.48
保証料	1,047	119.9	115.9	1.22
運用資産収入	106	96.4	94.6	0.12
責任共有負担金	86	84.3	82.7	0.10
その他	26	104.0	92.9	0.03
経常支出	1,150	105.3	103.9	1.34
業務費	571	99.3	101.1	0.67
借入金利息	0	－	－	－
信用保険料	579	112.6	107.2	0.68
責任共有負担金納付金	0	－	－	－
雑支出	0	－	－	－
経常収支差額	115	605.3	280.5	0.13
経常外収入	1,417	103.6	108.5	1.65
償却求償権回収金	38	88.4	71.7	0.04
責任準備金戻入	512	102.0	102.4	0.60
求償権償却準備金戻入	112	86.2	86.2	0.13
求償権補てん金戻入	755	108.9	121.2	0.88
その他	0	－	－	－
経常外支出	1,580	111.3	112.9	1.84
求償権償却	934	113.6	121.3	1.09
責任準備金繰入	537	112.6	104.9	0.63
求償権償却準備金繰入	104	90.4	92.9	0.12
その他	4	80.0	80.0	0.00
経常外収支差額	-163	－	－	－
制度改革促進基金取崩	37	74.0	71.2	0.04
収支差額変動準備金取崩額	11	－	－	－
当期収支差額	0	－	－	－
収支差額変動準備金繰入額	0	－	－	－
基金準備金繰入額	0	－	－	－
基金準備金取崩額	0	－	－	－
基金取崩額	0	－	－	－

※百万円未満を四捨五入しているため、内訳の合計が総数と合わない場合があります。

積算の根拠（考え方）

① 信用保証料
過年度の実績を基に、承諾額に対する保証料額の割合により算出した

② その他
経営支援強化促進補助金の請求額

③ 業務費
前年度実績を基に、事業計画費用等を加味して算出した

④ 信用保険料
過年度の実績を基に、承諾額に対する保険料率の割合により算出した

⑤ 責任共有負担金及び責任共有負担金納付金
前年度実績を基に、平均残高・受領割合により算出した

⑥ 求償権補てん金戻入
代位弁済計画を基に、前年度実績を考慮した補填金受領見込額および回収率により算出した

⑦ 責任準備金繰入
保証債務残高は１０７%程に増加すると見込んだ

⑧ 制度改革促進基金取崩額
前年度実績を基に、自己償却に占める責任共有制度の割合を算出した

5.財 務 計 画

（単位：百万円、%）

		金　額	対前年度計画比	対前年度実績見込比
年度中出えん金・金融機関等負担金	県	0	―	―
	市　町　村	0	―	―
	金融機関等	0	―	―
	合　計	0	―	―
基 金 取 崩		0	―	―
基金準備金繰入		0	―	―
基金準備金取崩		0	―	―
期末基本財産	基　金	7,148	100.0	100.0
	基金準備金	6,427	100.0	100.0
	合計	13,575	100.0	100.0

制度改革促進基金取崩	37	74.0	71.2
制度改革促進基金期末残高	0	0.0	0.0

収支差額変動準備金繰入	0	―	―
収支差額変動準備金取崩	11	―	―
収支差額変動準備金期末残高	1,850	99.2	99.4

（単位：百万円、%）

		金　額	対前年度計画比	対前年度実績見込比
国からの財政援助		0	-	-
	基金補助金	0	―	―
地方公共団体からの財政援助		318	131.4	129.8
	保証料補給（「保証料」計上分）	316	131.7	130.0
	保証料補給（「事務補助金」計上分）	0	―	―
	損失補償補填分	2	100.0	100.0
	事務補助金（保証料補給分を除く）	0	―	―
	借入金運用益	0	―	―

宮崎県信用保証協会

積算の根拠（考え方）
① 地方公共団体からの財政援助 保証料補給については、保証承諾が増加する割合を考慮し算出した

６.経営諸比率

宮崎県信用保証協会

（単位：%）

項　　目	算　　式	比率	対前年度 計画増減	対前年度 実績見込比増減
保証平均料率	保証料収入／保証債務平均残高	1.22	0.13	0.13
運用資産収入の 保証債務平残に対する割合	運用資産収入／保証債務平均残高	0.12	△ 0.02	△ 0.02
経費率	経費【業務費＋雑支出】／保証債務平均残高	0.67	△ 0.05	△ 0.02
（人件費率）	人件費／保証債務平均残高	0.50	0.00	0.00
（物件費率）	物件費【経費－人件費】／保証債務平均残高	0.16	△ 0.06	△ 0.02
信用保険料の 保証債務平残に対する割合	信用保険料／保証債務平均残高	0.68	0.04	0.02
支払準備資産保有率	（流動資産－借入金）／保証債務平均残高	20.15	△ 1.69	△ 0.78
固定比率	事業用不動産／基本財産	2.46	△ 0.05	△ 0.03
基金の基本財産に占める割合	基金／基本財産	52.66	0.02	0.00
求償権による基本財産固定率	（求償権残高－求償権償却準備金）／基本財産	1.36	△ 0.02	0.20
		289		
基本財産実際倍率	保証債務残高／基本財産	6.49倍		
代位弁済率	代位弁済額（元利計）／保証債務平均残高	1.17	0.05	0.25
回収率	回収（元本）／（期首求償権＋期中代位弁済(元利計)）	3.62	△ 3.56	0.91

（注）１．基本財産は、決算処理後のものとしています。

２．求償権による基本財産固定率欄の下段には、計算根拠となる年度末の求償権残高の実数（単位：百万円）を記入しています。